

(お知らせ)

令和3年3月
東海防衛支局
防音対策課

住宅防音事業の事務手続における押印見直し及び 一部オンライン化について

今般、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）」及び「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第1198号。27.1.30）」について、一部改正したところです。

これらの改正に伴い、住宅防音事業の補助金交付に係る事務手続においては、令和3年度から、①押印を省略すること、また、②印鑑証明書の代わりに、運転免許証等（運転免許証、健康保険証等）の写しを提出していただくこととなりましたので、お知らせします。

また、皆様からの希望があれば、希望届や事務手続の一部について、③電子メールでやり取りをすることが可能（ただし、希望届の提出以外の手続については、スキャナーが必要となります。）となりましたので、併せてお知らせします。

本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

【お問い合わせ先】052-952-8226
東海防衛支局防音対策課